

議員提出第6号

都市再生機構(UR)賃貸住宅の家賃減免実施を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年6月14日

提 出 者 吉川市議会議員 遠藤 義法

賛 成 者 吉川市議会議員 飯島 正義

〃 雪田 きよみ

吉川市議会議長 稲葉 剛治 様

提 案 理 由 口 頭

都市再生機構(UＲ)賃貸住宅の家賃減免実施を求める意見書

吉川市内には約 1,960 戸の独立行政法人都市再生機構(UＲ)の賃貸住宅があり、多くの市民が居住している。UR住宅(公団住宅)は設立以来所得の中間層を施策対象として家賃設定をし、市場家賃平均が概ねその額に相当している。

都市再生機構法は、市場家賃を原則としながらも家賃減免を定め、国会が付帯決議をしたのは家賃支払いが困難であると認められた場合など継続居住者の居住の安定を図るものであった。しかし、居住者の多くが公営住宅収入層であるにもかかわらず、家賃減免が実施されていないのが現状である。

UR賃貸住宅の入居者の状況は、年々高齢化が進み、年金生活者が増え家賃負担が重いと感じる世帯が多くなってきていることが、全国公団住宅自治会協議会が行っている3年毎の団地の生活と住まいのアンケート調査で明らかである。2023年の調査では、第1分位層が世帯の50%を超え、200万円未満層は36%に達し、家賃の負担が重いと感じている世帯は7割を超えている。家賃負担や団地削減等に不安を持ちながらもUR賃貸住宅への永住希望は78%の集計結果である。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等でも、UR賃貸住宅を公的賃貸住宅と位置づけ、高齢者・子育て世代等政策的に配慮が必要な者に対しての役割としている。

こうした居住者の状況に鑑み、政府、独立行政法人都市再生機構は法第25条4項の「家賃の減免」を規定通り実施し、UR住宅に居住する高齢者や低所得者の居住の安定を図るべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

国土交通大臣

独立行政法人都市再生機構理事長